平成２３年（再ロ）第２号
青森県八戸市大字尻内町字中根市13番地１
再生債務者　松倉　弥生
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月25日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月１日から平成23年11月15日まで
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

平成２３年（再ロ）第３号
岡山県小田郡矢掛町横谷114番地２
再生債務者　横畑　静子
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月25日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月８日から平成23年11月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部

平成２３年（再ロ）第２９号
横浜市港北区新横浜１丁目27番地３　クレストフォルム新横浜1102号室
再生債務者　吉野　雅信
１　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月１日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月15日から平成23年11月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第２２号
横浜市神奈川区三ツ沢上町15番47―302号
再生債務者　吉崎　　聡
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年９月16日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年10月18日まで
平成23年10月４日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第２号
鳥取県倉吉市海田西町１丁目245番地　メゾンナカザワ103
再生債務者　入江久美子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年９月14日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年10月24日まで
平成23年10月３日　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（再ロ）第６号
北九州市八幡西区萩原１丁目１番55―501号
再生債務者　大藤　吉広
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年９月30日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年10月25日まで
平成23年10月４日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１００２３号
東京都日野市新町５―24―29
再生債務者　齋藤　一樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年９月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第６号
広島市西区古江新町17番７―306号
再生債務者　小笠原　淳
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年９月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月３日
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（再ロ）第１００１６号
東京都葛飾区奥戸７―14―12―902　ライオンズマンション小岩第７
再生債務者　田村　治夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年９月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１号
北海道標津郡標津町北１条西４丁目６番２号
再生債務者　今野　真輔
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年９月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月３日
釧路地方裁判所根室支部再生係

平成２３年（再ロ）第９号
堺市西区津久野町１丁６番35―412号
再生債務者　田中　　斉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年９月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月３日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１９年（再ロ）第８号
秋田県男鹿市船川港船川字泉台67番地66
再生債務者　半澤　国夫
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成19年９月12日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年10月４日
秋田地方裁判所民事第２部

企業年金基金変更公告

トステム企業年金基金の名称の変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告します。
１．新名称　ＬＩＸＩＬ企業年金基金
２．旧名称　トステム企業年金基金
３．変更年月日　平成23年10月１日
平成 23 年 10 月 13 日
ＬＩＸＩＬ企業年金基金
理事長　竹山　真昭

吸収合併公告

合併公告
左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十三年九月三十日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
また、合併後の存続法人の名称を社団法人日光青年会議所と変更いたします。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年十月十三日
栃木県日光市平ヶ崎二〇〇番地一
（甲）社団法人今市青年会議所
理事長　小栗　卓
栃木県日光市宝殿六六番地一
（乙）社団法人日光青年会議所
理事長　吉新　一郎

合併公告
左記法人は、共同して新設する特定非営利活動法人日本アイデア協会（住所埼玉県さいたま市中央区八王子三丁目二五番六号　プリムローズ与野二〇三号）に権利義務全部を承継させ解散することにいたしました。
両法人の社員総会の承認決議は平成二十三年九月十日に終了しております。
この新設合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年十月十三日
埼玉県さいたま市北区日進町一丁目八五番地一　マンハイム大宮八一五号室
（甲）特定非営利活動法人発明王国
代表理事　井上　妤弘
埼玉県川越市大字笠幡一五五一番地九
（乙）特定非営利活動法人彩の国アイデア事業化協会
代表理事　清水　武雄

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、甲の最終貸借対照表は、平成二十三年九月十五日付官報（号外第二〇二号）一二四頁に開示しており、乙は確定した最終事業年度はありません。
平成二十三年十月十三日
東京都渋谷区神南一丁目一二番一四号
（甲）株式会社ＳＦＩＴ
代表取締役　紫原　友規
東京都渋谷区神南一丁目一二番一四号
（乙）株式会社ＳＦＩＴホールディングス
代表取締役　外山誠一郎